

平成二十九年九月議会 代表質問

九月十九日 創生奈良 山本議員

議長のお許しをいただきましたので、
創生奈良を代表して質問を行います。

1 公平、公正な税務行政の推進につ
いて

はじめに、公平、公正な税務行政の
推進について、知事にお伺いします。
私たち住民は、福祉、医療、教育、
基盤整備や防災など、日々の暮らしに
欠かせない多岐にわたる行政サービスを
県や市町村から提供されています。

例えば、夜間、急病になったときに
は、すぐに救急車が来てくれますし、
病院から遠く離れた山間地域ではドクター
ヘリも整備され、救急搬送体制が整備
されています。住民の健康と命を守る
医療体制も充実しつつあり、昨年には、
南奈良総合医療センターが開院し、
医大E病棟も整備いただきました。

新奈良県総合医療センターも、来年春開院予定です。また、学校教育の面では、公立学校の児童・生徒に対しては、年間1人当たり、小学生では約89万円、中高校生では約101万円の教育費が公費負担されています。

こうした、公的なサービスを賄（まかな）うに当たっては、当然、予算の裏付けが必要となりますが、県や市町村では、毎年、理事者からの予算提案を受け、限られた財源をいかに有効に配分するか、議会での様々な議論を経て、歳出予算を組んでいるところです。

歳出予算を組むに当たっては、強固な歳入基盤があつて、はじめて歳出を計上することができません。歳入については、地方交付税や国庫支出金など国からの財源とともに、自主財源として地方税である、県税や市町村税が重要な柱となつていきます。

すなわち、この県税や市町村税収入があつて、はじめて予算を編成することができ、財源面で、住民に必要な公的サービスを提供できる体制が整うことになります。

このように、県税や市町村税は地方の税財政制度の中で、自主財源として非常に貴重で、重要な役割を担っているわけですが、最近、非常に気になる報道に接しました。

それは、大淀町において、税徴収に関わつて、正当な理由なく不納欠損処分したとのことで、一部町民が不適切な税徴収事務について、全容を明らかにするよう住民監査請求を行ったとの、報道であります。

その後、公表された監査結果では、滞納者に督促状が発送されていない事案があることや、正当な理由なく、財産の差し押さえ等滞納処分が行われず、

税債権が消滅時効にかかり、結果として不納欠損処分されていることも確認されたことから、監査委員は町長はじめ町関係職員に対し、認定した事案に關して損害を賠償するよう勧告したとのことです。

地方税法では、督促状は財産の差し押え等、滞納処分の前提要件であり、督促状を発送しなければ、滞納者から強制的に税を徴収できないわけであります。行政が差し押さえすることができる財産がありながら、法により与えられた差し押さえという自力執行権を自ら放棄するということはあってはならないことと考えます。

行政が適切に徴収業務を執行しなければ、行政サービスを行う上でその財源に影響するとともに、住民の税務行政に對する信頼を失墜させることとなります。

このように、行政が悪質な滞納者を許していたのであれば、善良な大多数の納期内納税者に顔向けできないのではないでしようか。行政サービスを維持するため、そもそも、税は公平に負担すべきものと考えます。

さらに、こうした事件は、他の市町村や県に対しても与える影響は多大であると言わざるを得ません。日々、税込確保のため、滞納者と対峙し、ご苦勞、ご奮闘いただいている県や市町村の税務職員の士気にも関わりと危惧しているところでございます。

また、県行政におかれては、昨今の社会経済情勢を背景に、多様な行政ニーズに応えるため、最小の経費で最大の効果を上げるべく、常に限られた人的資源を有効、効率的に活用されていることと思えます。

県税組織においても、自動車税窓口業務の委託化や県税窓口センターの設置などにより事務の効率化を図るとともに、高田、桜井、吉野の3県税事務所を中南和県税事務所として統合の上、戦力の集中化を図り、少数精鋭の組織とされ、徴収強化にも取り組まれていると聞き及んでおります。

ただ、徴収分野の業務に限って言えば、個々の滞納者に直接、接する業務であることから、事務の効率化には限界があり、また、高度な専門的知識を持った徴収担当職員の養成も短期間では行えないため、ひとときわご苦労いただいていることと思えます。

そこで、知事にお伺いいたします。

税務行政については、納税者の意識も時代とともに変化し、より厳しくなっているように思われますが、県として、公平、公正な税務行政を推進するため、

県民に対して納税意欲を向上させる
取組をどのように進めておられるので
しょうか。また、滞納となった場合、
どのように税の徴収が行われているの
でしょうか、お聞かせください。

2. 奈良モデルの推進について

次に、「奈良モデル」の推進について、お伺いします。

知事は就任以来、市町村同士あるいは県と市町村の連携・協働を進め、積極的に市町村を支援する本県独自の「奈良モデル」の取組を推進されてきました。

特に、県と市町村が共通の認識を持ち、行政課題に取り組むため、知事と市町村長がテーブルを同じくして議論する、「奈良県・市町村長サミット」を計50回以上開催され、直接市町村との対話を重ねてこられたところです。

一方、人口減少・少子高齢化の進展など、地方自治体を取り巻く状況が厳しさを増す中、地方自治体は、行財政基盤を強化し、持続可能な行政サービスを提供することが求められております。

こうした状況に対して、自治体間の柔軟な連携・協働と県の下支えにより、行財政運営の効率化や地域の活性化を図ろうとする「奈良モデル」は、本県のみならず、今後の自治体運営のモデルケースになるものと、私は高く評価しています。

私の地元、橿原市や高市郡においても、この「奈良モデル」に率先して取り組んでおられます。

平成26年4月には、37市町村で構成する奈良県広域消防組合が設立されました。

この広域化により、総務部門と通信部門が統合され、現場で活動する人員が約120人増加したほか、火災時における初動出動台数も、759台に増加するなど、県全体の消防力が向上しました。さらに、デジタル無線や通信指令センターの整備費用が、約43億円削減されるなど、広域化によるスケールメリットも生じています。

また、檀原市及び高市郡の両町村と県との間で「まちづくり包括協定」が締結され、県と市町村による連携・協働のまちづくりが進められています。

そのうち、檀原市の「大和八木駅周辺地区」、高取町の「土佐街道及び高取城周辺地区」及び「与楽古墳群周辺地区」、明日香村の「飛鳥宮跡周辺地区」及び「飛鳥駅周辺地区」においては、地区のコンセプトや目標、基本となる取組などを記載した「まちづくり基本構想」が策定され、その後、「基本協定」が締結される段階にまで至っています。

さらに、水道分野では、県営水道と市町村水道を一体と捉え、施設、水源、人材といった水道資源を県域全体で最適化する様々な取組がなされています。そのうち、市町村の浄水場を更新する場合と、水源を県営水道からの受水に切り替える場合とで、費用を比較し、水源を県営水道からの受水に切り替える「県水転換」を、檀原市では昨年5月に行われました。

加えて、県内を見渡しますと、南奈良総合医療センターができたことにより、広域的な医療サービスの提供体制が再構築されたり、市町村道路・橋梁の維持補修について県が受託して事務を代行する取組が実施されるなど、大きな成果があがっています。

以上のように、奈良モデルについては、多くの分野で実績が上げられており、市町村にも十分に浸透してきたものと思われれます。今後、各種行政課題に対応していくためにも、更なる連携・協働の取組が市町村において加速化していくと考えます。

そこで、知事にお伺いします。

県では、「奈良モデル」について、これまでの成果を踏まえ、今後どのように進めて行かれようとされているのか、知事の所見をお伺いいたします。

3 少子化対策の強化について

次に、少子化対策の強化について、お尋ねします。

本年6月に公表された厚生労働省の「平成28年人口動態統計」によりますと、全国の出生数は約97万7千人と初めて100万人を割り込みました。また、合計特殊出生率も前年を0.01ポイント下回り、1.44となっています。

一方、本県の出生数は9,430人で、前年より4.1%減少、合計特殊出生率も、前年より、0.02ポイント下降し、1.36、全国41位となっています。

県が平成27年に策定した「奈良県人口ビジョン」では、国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計が将来にわたって継続すると仮定した場合、現在、約136万人の本県の人口は、2060年には、約84万人になると予測されています。

また、人口減少などにより想定される各分野への影響として、「生産年齢人口の減少による県全体の経済規模の縮小」、「雇用の場の減少による就労状況の不安定」、「高齢人口の増加による医療・介護の需要増と人材確保の困難」などが指摘されています。

こうした影響は、本県だけでなく、わが国全体の根幹を揺るがすものであるため、これまでも、国と地方が総力を挙げて、少子化対策に取り組んでこられました。しかしながら、その効果は、一朝一夕に現れるものではなく、今後、さらなる対策の強化が必要です。

さて、少子化の大きな要因ですが、未婚化・晩婚化の進行が挙げられます。

平成27年国勢調査の結果では、本県の25歳～39歳の未婚率は、男性が50・1%で全国13位、女性が41・4%で全国4位と高くなっています。

また、厚生労働省の「人口動態統計」によりますと、平成28年の本県の平均初婚年齢は、男性が31.1歳で全国8位、女性が29.5歳で全国7位と高く、20年前と比較すると、男性は2.6歳、女性は3.0歳上昇しています。

一方、「いずれ結婚するつもり」という未婚者の割合は、全国調査では、男女とも約9割弱で推移しており、若者の結婚願望は決して低いわけではありません。

結婚の意思があるにもかかわらず、少子化の原因である未婚化・晩婚化が進行しているのは、なぜでしょうか。平成25年度に県が実施した調査では、「独身でいる理由」について、「適当な相手にまだめぐり会わないから」が女性では最も多く、男性でも二番目に多くなっています。

昔は、若者に対し、結婚への様々なアドバイスや出会いの機会をつくってくれる大人が、地域や職場に大勢おられ、そうした周囲の取組が結婚に結びついた事例も数多くありました。今日ではそのような話をあまり耳にしません。

結婚を自分のことのように喜ぶ気持ちは、昔も今も変わっていないはずです。

今こそ、社会全体で結婚を応援する気運を醸成し、結婚を希望する若者に「出会い」の機会を創出すること、そういったあたかな「おせっかい」活動を広めていくことも必要なのではないでしようか。

また、子育てにも同様のことが起こっているように思います。子育て世代が孤立化し、子育てへの不安感や負担感を募らせていることから、夫婦が、希望する子ども数を持たず、そのことが少子化につながっているということもあるのではないかと考えます。

そこで、知事にお伺いします。

少子化を改善するためには、このような結婚や子育てに関する希望の実現を阻（はば）んでいる要因を一つ一つ取り除いていく対策を講じていくことが必要であると考えますが、県では、現在、どのように少子化対策を強化しておられるのでしょうか、お聞かせください。

4 民泊サービスの推進について

次に、民泊サービスの推進についてです。

奈良県内を周遊する観光客がやむをえず、大阪府内に宿泊することがあると聞きます。これも、本県のホテル・旅館の客室数が全国最下位と、奈良県内の宿泊施設が不足しているからです。

県では、これまでも宿泊施設の増加に向け、積極的に取り組んでいただき、JWマリオットの誘致成功など、成果が出ていることは承知しておりますが、客室数の増、そして宿泊客数の増に向け、更なる取組が必要と考えております。

近年、戸建て住宅や共同住宅の全部及び一部を活用して宿泊サービスを提供する、いわゆる「民泊サービス」が注目されていますが、私自身も本県の宿泊客の増加に向け、大きな可能性を感じています。

しかしながら、「宿泊料を受けて人を宿泊させる営業」を行う場合は、旅館業法の許可が必要となるのですが、許可を取得するには、消防法上の基準を満たさなければならぬなど、費用と手続きが必要です。そのため、営業許可を受けしていない、いわゆる「ヤミ民泊」が横行し、社会問題となっています。

実際、今年3月の厚生労働省が公表した調査結果によりますと、民泊仲介サイトに登録されている施設のうち、52.9%が正確な住所が詳細に記載されておらず、物件特定不可・調査中であり、また、旅館業法に基づく営業許可を取得していることを確認できた施設が、2割に満たないとのことでした。

このような状況の下で、本年6月に「住宅宿泊事業法」が国会で成立、公布されました。同法は、公布後1年以内に施行され、遅くとも来年6月には、都道府県知事への届出により、民泊サービスを始めることが出来るようになります。

同法では、人に宿泊させる日数が年間180日を越えてはならないとされていますが、この提供日数は、騒音の発生、その他の事象による生活環境の悪化を防止するため必要がある場合、合理的に必要なと認められる限度において、政令で定める基準に従い、条例でさらに制限ができるとされています。

こうした制限はあるものの、これまで旅館業を営むことが出来なかつた住居専用地域などで実施されることから、良好な住環境を妨げる恐れがあります。

一方で、日本で初めて特区民泊を開始した東京都大田区では、特区民泊利用者に対して、タオルやシャンプー等がセットになった温泉手ぶらセット引換券を配布する事業や多言語マップの作成・配布に対して補助する事業を行っていると聞いています。

また、沖縄県では、教育旅行で利用される民泊の名称を「教育旅行民泊」と定め、その範囲を明確化するなど、沖縄県独自の教育旅行民泊ブランドの構築を目指しています。また同県では、教育旅行コーディネーターの配置や受入民家を対象とした講習会の実施により、受入体制を整備し、安全・安心で教育価値の高い教育旅行の提供を図っています。

このように民泊サービスを積極的に支援・活用する自治体もあります。

そこで、知事にお伺いします。

民泊サービスは、良好な住環境の悪化を招く恐れがあるものの、一方で、宿泊施設数の増加に繋がる可能性が大いにあると期待しています。今後、「住宅宿泊事業法」の制定を受けて、県では、民泊サービスの推進にどのように取り組んで行かれるのか、知事の考えをお聞かせください。

5 ・ スポーツに親しめる環境づくりに
ついて

続いて、多くの県民が、スポーツに親しめる環境づくりについて、お伺いいたします。

二〇二〇年の東京オリンピック・パラリンピック開催まであと3年となりました。新国立競技場の建設も目に見える形で徐々に進むなか、日々、スポーツに関する機運の高まりが感じられます。

東京オリンピック・パラリンピックでは、昨年に行われたリオ・デ・ジャネイロ大会同様、本県にゆかりのある選手の活躍を願っています。

このような選手の活躍によって、未来を担う子どもたちが、スポーツへの夢やあこがれをもち、スポーツを始めるきっかけづくりになると考えます。

私の地元、明日香村では、総合型地域スポーツクラブが、小学校を拠点に活動していますが、幼稚園に出向いての体操教室やサッカー教室の開催や中学校の部活動への指導者の派遣、成人を対象にしたトレッキングなどのアウトドアスポーツやシニア向けの健康体操などを実施するなど、地域スポーツを牽引（けんいん）するエンジンの役割を担われております。

同じく、県立榎原公苑明日香庭球場は、平成27年に宿泊機能も備えた新しいクラブハウスが整備され、また、28面全てが人工芝コートとなるなど機能が充実し、小学生からシニアまで多くの利用者が賑わっています。

このように県では、平成25年に策定した「スポーツ推進計画」に基づき、総合型地域スポーツクラブの育成や、スポーツ施設の整備などに着実に取り組みられています。

しかし、先日発表された県民アンケート調査によると、「この1年間に運動やスポーツを1日でも行った人」の割合は、54%と半数を超えているものの、「仕事や家庭が忙しい」などの理由から、「1年前と比べて運動・スポーツを実施する頻度が減った、または増やしたいのに増やすことができない」と感じている人も57%と半数を超えている状況です。

計画を着実に推進するため、幼児期から高齢者まで、だれもがスポーツに親しめる取組や、参加型スポーツイベント等を、多様な主体と連携しながら、より一層充実させる必要があると思います。

また、スポーツ施設については、その多くが「わかくさ国体」開催に向け整備されましたが、整備後30年以上の年数が経過し、老朽化が進んでいます。

加えて、多くの観客を有する全国大会やプロスポーツなど、大規模イベントの開催可能な施設も十分ではないと考えます。

私の地元の檀原公苑のスポーツ施設も老朽化が進み、建築後100年以上が経過した柔剣道場については、損傷が激しいことから、今年度解体されることとなり、大変残念に思っているところです。

また、弓道場については、戦後、全国でいち早く、弓道大会が行われ、「戦後弓道復興の地」とも言われていますが、老朽化が進み、また、大規模な大会を開催することが困難とお聞きしています。

これらの施設を含めて、施設整備には、多額の財源が必要であり、複数の施設を同時期に整備することは困難と思われるますが、国民体育大会の開催が整備に向けた、きっかけになると考えます。

現在、2巡目の国体が各地で開催される中、近畿で2巡目の開催がまだなのは、本県と滋賀県だけです。滋賀県は、すでに7年後の開催が決まっています。本県においても、国体の開催に向け、会場となる施設の整備に向けた準備に着手する必要があるのではないかと考えています。

そこで、お伺いします。

東京オリンピック・パラリンピック開催を控え、全国的にスポーツに関する関心が高まりつつある中、県においても今年度、スポーツ推進計画の見直しに取り組んでおられますが、ソフト・ハードの両面から、多くの県民がスポーツに親しめる環境づくりをより一層進めるべきと考えます。このことについて、知事の所見をお尋ねします。

6 県庁でのテレワーク導入について

次に、県庁でのテレワークの導入について、お伺いします。

近年、ワーク・ライフ・バランスの重要性についての意識が高まっており、働き手が能力を十分発揮し、高いモチベーションをもって仕事ができるような働き方についての議論が各所で行われています。

中でも、ICTを活用したテレワークの導入は、場所にとらわれず働くことができることから、子育てや介護をする働き手にとって、非常に関心が高いものとなっています。

安倍内閣によって推進されている、働き方改革においても、テレワークの議論が行われています。今年3月に働き方改革実現会議が決定した、「働き方改革実行計画」において、「テレワークは、

時間や空間の制約にとらわれることなく働くことができるため、子育て、介護と仕事の両立の手段となり、多様な人材の能力発揮が可能となる」と明記され、そのガイドラインの刷新と導入支援が盛り込まれました。

また、その観点は公務職場においても同様です。今年2月に出された総務省の報告書でも、「フレックスタイム制やテレワーク、ゆう活といった、従来の固定化された勤務時間や勤務場所にとらわれないワークスタイルは、ワーク・ライフ・バランスの実現による職員の意欲や士気の向上、家庭環境等に合わせた業務遂行の実現、効率的な時間配分による超過勤務の縮減等が期待されるなど、公務能率の一層の向上と人材の確保に資するものである」とされました。実際に、テレワークを導入し、効果を上げている自治体もあると聞いています。

身近なところでは、天理市において、昨年3月、天理本通り商店街の中に、テレワークセンターを開設されました。天理市内に住み、大阪市内で働いている女性が、第2子の出産により離職を考えざるを得なかったところ、このテレワークセンターを利用することにより、離職を回避できたことに加え、集中できる環境で業務を行うことができるようになるなど、一定の効果が現れています。市の職員においても、個人情報を取り扱わない業務について、テレワークの実証実験を実施し、課題の抽出やテレワーク可能な業務の洗い出しなどを行っておられます。

都道府県では、佐賀県が全国に先駆けて在宅勤務によるテレワーク制度を導入するなど、先進的な取組をしておられます。

本県においては、平成26年度より、「新たなパーソナルマネジメントの構築」というテーマで公務員の働き方について研究する中で、多様な働き方を可能とする選択肢の一つとして、テレワークの研究にも取り組んでおられると聞いています。

また、先日、新聞で県がテレワークの試験導入をされたという記事を読み、一層関心を深めた次第です。

今回のテレワークの試行は、榎原総合庁舎にサテライトオフィスを設けることで、職員の通勤時間の短縮が可能となり、また、タブレット端末を貸し出すことによって、出張先での業務が可能となるなど、職員の業務改善にも資するとされています。試行する中で、課題も見えてくるでしょうが、私は、特に少子化対策の一環として、職員が子育てしながらも働きやすい職場になるよう、県庁においてテレワークの導入にさらに力を注ぐべきだと考えます。

そこで知事にお伺いいたします。

県庁におけるテレワークの試行の状況と、今後のテレワーク導入に対してどのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

7 京奈和自動車道御所南ICと五條北IC間の供用開始に伴う交通安全対策について

最後に、京奈和自動車道大和御所道路御所南インターチェンジから五條北インターチェンジ間の供用開始に伴う交通安全対策について、警察本部長にお尋ねします。

京奈和自動車道大和御所道路御所区間の未開通部分であった、御所南インターチェンジから五條北インターチェンジ間が、先月19日に供用開始されました。

今回の開通は、距離にして7.2キロという距離ではありませんが、大変意味のあるものです。橿原高田インターチェンジから、和歌山県の阪和自動車道和歌山ジャンクションまでが1本の高速道路で繋がりに、奈良県内から和歌山県内は

もとより、関西国際空港など大阪府南部へのアクセスが、大幅に時間短縮され、非常に便利になりました。あわせて、当該区間と並行する、大和高田市から五條市までの、国道24号の交通混雑の緩和が期待されます。

また、観光振興の面においても、効果が期待されています。一部区間は未開通ですが、今回の供用開始に伴い、「古都奈良の文化財」、「法隆寺地域の仏教建造物」と「紀伊山地の霊場と参詣道（さんけいみち）」の、3つの世界遺産が高速道路で結ばれることとなります。外国人観光客が年々増加している今日、関西国際空港を起点とした周遊ルートが形成されることになり、県中南和地域など、これまで時間的な制約により訪れることが難しかった地域への更なる誘客につながることが見込まれます。

さらに産業面の効果も期待できます。奈良県は近畿圏と中京圏を結ぶ交通の要衝にあります。今回の開通で、中南和地域へのアクセス性が向上し、五條市内の南大和テクノタウンなど、沿線地域に工場や物流拠点の立地が、ますます進み、雇用拡大に繋がるものと考えております。

このように、多角的な面で奈良県に好影響をもたらす、今回の京奈和自動車道の供用開始ですが、一方、高速道路については、先月、徳島自動車道で起こったような、悲惨な交通事故が発生することも懸念されます。この事故では、路肩に停車中のバスにトラックが追突し、女子高校生等お二人がお亡くなりになるなど、あわせて16人の死傷者が出ました。

特に、今回開通した区間は、その多くが、徳島自動車道の事故現場と同様の片側1車線であり、路肩も狭いのが実状です。また、全国的にも、片側1車線区間において、反対車線に飛び出しての正面衝突事故もたびたび発生していると聞いております。

さらに、山間部を通ることからトンネルも数多く存在します。昨年、広島県と山口県の山陽自動車道で起こった、トンネル内での車両火災を伴う、多重衝突事故のように、万が一交通事故が発生すれば、大きな被害が生じるだけでなく、道路が塞がれ、長期間にわたる通行止めになることも懸念されます。

こうしたことから、県警察には、大変ご苦勞をお掛けしますが、交通事故防止のための安全対策や、交通事故発生時に的確な対応が取れるよう、体制の充実にも、きっちりと取り組んでいただきたいと考えております。

そこで、御所南インターチェンジから五條北インターチェンジ間の供用開始から、ちょうど本日で1ヶ月を迎えますが、開通にあたり、県警察において事故防止のため、どのような対策を取られたのでしょうか、また、これまでの開通区間における交通事故の発生状況、及びそれを踏まえて今後どのような対策を取ろうとされているのかについて、警察本部長にあわせてお伺いします。

以上で壇上からの質問を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございます。